

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年10月26日

【会社名】 ゼネラルパッカー株式会社

【英訳名】 GENERAL PACKER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅 森 輝 信

【本店の所在の場所】 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

【電話番号】 0 5 6 8 (2 3) 3 1 1 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 小 関 幸 太 郎

【最寄りの連絡場所】 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

【電話番号】 0 5 6 8 (2 3) 3 1 1 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 小 関 幸 太 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号)

1【提出理由】

平成27年10月23日開催の当社第54期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年10月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額44,434,910円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年10月26日

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式につき、5株を1株の割合で併合し、その効力発生日を平成28年2月1日とする。

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を2,800万株から560万株に減少させるため定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款第8条を変更する。

また、当該変更の効力発生日を平成28年2月1日をもって生じる旨の附則を設ける。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除する。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、梅森輝信、小関幸太郎、鈴木完繁、牧野研二、尾関津義、濱田兼幸を選任する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役池田勇次氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

第6号議案 役員賞与支給の件

役員賞与総額16,950千円（取締役分15,950千円、監査役分1,000千円）を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---------------------------------|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 6,836 | 9 | 0 | (注) 1 | 可決 99.86 |
| 第2号議案 株式併合の件 | 6,837 | 8 | 0 | (注) 2 | 可決 99.88 |
| 第3号議案 定款一部変更の件 | 6,837 | 8 | 0 | (注) 2 | 可決 99.88 |
| 第4号議案 取締役6名選任の件 | | | | | |
| 梅森 輝信 | 6,839 | 6 | 0 | | 可決 99.91 |
| 小関 幸太郎 | 6,839 | 6 | 0 | | 可決 99.91 |
| 鈴木 完繁 | 6,839 | 6 | 0 | (注) 3 | 可決 99.91 |
| 牧野 研二 | 6,839 | 6 | 0 | | 可決 99.91 |
| 尾関 津義 | 6,839 | 6 | 0 | | 可決 99.91 |
| 濱田 兼幸 | 6,836 | 9 | 0 | | 可決 99.86 |
| 第5号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件 | 6,830 | 15 | 0 | (注) 1 | 可決 99.78 |
| 第6号議案 役員賞与支給の件 | 6,831 | 14 | 0 | (注) 1 | 可決 99.79 |

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。